

# 質 疑 回 答 書

1 件 名 防犯用カメラ等賃貸借（長期継続契約）

2 場 所 南部図書室 越谷市南越谷一丁目2876番地1

上記案件について、質疑がありましたので、下記のとおり回答いたします。

## 記

質 疑 事 項	回 答 内 容
Q 1 : 本案件で、新型コロナウイルスを主因とする納品遅延等の発生時には越谷市様と納入業者にて調整、解決を図り別途協議する認識でよろしいでしょうか。	A 1 : 納品遅延等の発生時には、リース会社様が納入業者様と協議していただくこととなります。
Q 2 : Q 1により、リース会社のペナルティは発生するのでしょうか。	A 2 : 「賃貸借契約約款」第13条に基づく対応となります。  参考「賃貸借契約約款」抜粋 (履行遅滞) 第13条 受注者は、賃貸借期間の初日までに物件を納入できないときは、その理由を記載した書面を以って発注者に納入期限の延期を申し出なければならない。 2 前項の延期理由が受注者の責めに帰すべき事由であると発注者が認めた場合、受注者は、頭書に規定する賃貸借期間の初日から納入完了の日までの日数に応じ、契約金額から受注者が既に納入を完了した部分に係る金額を控除した額につき、支払遅延防止等法第8条の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額を違約金として発注者に対して発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
Q 3 : 動産総合保険は付保の認識でよろしいでしょうか。	A 3 : 動産総合保険を含みます。

Q 4 : 仕様書「6 (2) 賃貸借終了後の物件処分費用は供給価格に含みません。物件供給会社を取り外した従前の機器類は所有者（前リース会社）へ返還します。」とありますが、今回の賃貸借の満了を迎えた際の取り外し、引き上げ費用は含まないとの認識でよろしいでしょうか。

Q 5 : 賃貸借終了後の物件処分費用は、賃貸借料に含まないという認識でよろしいでしょうか。

A 4 : 今回の賃貸借の満了を迎えた際には機器類を物件所有者となるリース会社へ返還します。返還にあたり、機器類の取り外し費用と引上げ費用（送料）は借主である本市負担と考えておりますので、本案件には含みません。

A 5 : 賃貸借終了後の物件処分費用は、賃貸借料に含みません。賃貸借終了後に借主である本市から物件所有者であるリース会社へ返還しますので、所有者側で処分してください。